

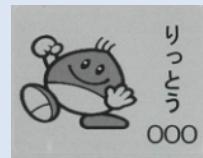
行方不明高齢者 SOSネットワークについて



Q1 SOSネットワークとは？

A 認知症高齢者の方が、道に迷われた時に、できるだけ早くご自宅に帰ることができるよう、日頃から、市役所、地域包括支援センター、警察署、地域の方々と協力して次の取り組みを行うものです。

- ①SOSネットワークの事前登録
- ②シールの利用(登録番号の書いた反射シールを靴等、日頃外出時に利用されるものに貼っておくと、行方不明時の目印になります。)
- ③行方がわからなくなつた時の早期発見に向けた仕組みづくり
- ④地域での見守り



Q2 SOSネットワークの事前登録対象者はどんな人？

A 栗東市内居住する次に何れかに該当する方です。

- ①65歳以上の者で在宅で生活し、認知症等により行方不明となるおそれがある人
- ②40歳以上65歳未満の者で在宅で生活し、身体上又は精神上の障害が加齢に伴つて生ずる心身の変化に起因する疾病により行方不明となるおそれがある人
- ③その他市長が特に必要と認める人

Q3 事前登録の申請は誰でもできる？

A 事前登録の申請を行う方は、登録対象者又は登録対象者の配偶者、4親等内の親族、同居の家族若しくは法定代理人です。また、申請手続きをするのが難しい等の事情があれば、ケアマネジャー又は地域包括支援センター職員が申請を行うこともできます。

Q5 事前登録すると、どのようなことが安心ですか？

A 万が一の行方不明に備え、事前に市役所、地域包括支援センター、草津警察署でご本人の情報を共有しておき、保護された際の警察署での照合等にも役立ちます。

Q6 行方不明になった時はどうしたらよいのでしょうか？

A 以下の①から④の順で動きましょう。

- ①ご本人が行きそうなところ、心当たりのある場所を探しましょう。
- ②見つからないときは、家を出られた時の服装や様子をメモし、まずは草津警察署または交番・駐在所に電話しましょう。
- ③それでも見つからないときは、草津警察署に行方不明者の届け出をしましょう。
- ④その後、SOSネットワークへの情報公開(※)を希望されるときは、栗東市役所(553-1234)に電話をしましょう。

Q7 事前登録した本人の状況が変わったときは？

A 登録内容の変更・削除は、まず栗東市役所(長寿福祉課地域支援係:551-0198)へご連絡いただくか、変更届をご提出ください。

Q8 個人情報が心配です。

A 目的以外の使用はしません。事前登録の情報は栗東市役所・地域包括支援センター・草津警察署で管理します。

※ SOSネットワークでの情報公開

- ・救急指定病院への情報提供
- ・市内介護サービス事業所、民間協力事業所への情報提供
(注)事業所に対して日常業務の範囲内での捜査協力依頼と市からの情報提供を行います。
- ・栗東市ホームページ・フェイスブックへの掲載
- ・防災行政無線での放送、防災・防犯情報配信システムでのメール配信
- ・他市への情報公開

ご家族の皆様へ

- ・普段から必要な情報を整理しておくと、すぐ役立ちます。
- ・道に迷う心配が出てきたら、名前・連絡先がわかるものを準備しておきましょう。
- ・近所の人や民生委員さんに声をかけておきましょう。知ってもらうことで、地域での見守りや、できるだけ早く発見することにつながります。
- ・位置検索システムの助成金申請もしていただけます。